



長崎県和服裁縫業最低工賃の廃止決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

長崎地方労働審議会一般公示第6号

長崎県和服裁縫業最低工賃の廃止決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、長崎県の区域内の関係家内労働者又はこれを委託する委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和6年3月4日までに、長崎地方労働審議会（長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階、長崎労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和6年2月19日

長崎地方労働審議会  
会長 岩重 聡美

(別紙)

意 見 書

令和6年2月19日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した長崎県和服裁縫業最低工賃の廃止決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者  
住 所  
氏 名  
職 業

長崎地方労働審議会  
会長 岩重 聡美 殿